

H16年度  
大田区議会議員

田中健

平成16年9月29日  
「入札問題について」

区議会民主・自由・未来の田中健です。

今回は入札問題について質問をします。

行政の不祥事が跡を絶ちません。ここ何日かでも社会保険庁の機器調達をめぐる汚職事件で地方課長が収賄容疑で逮捕されました。

また、荒川区において区庁舎管理などをめぐる汚職事件にからみ区長が収賄容疑で逮捕されました

次々に起こる不祥事で国民の不信感は募る一方、行政への信頼が揺らいでいます。こういうときこそ、不祥事を対岸の火と思うのではなく、自分の足元を見直し、このようなことが大田区では決して起こらない対策を採るべきであると考えます。

荒川区の事件では、ビルメンテナンス会社「新光ビルシステム」が贈賄容疑で逮捕されましたが、大田区は『新光ビルシステム』に受注した案件はあるのでしょうか？あるとしたらいつからどんな業務をどんな形態で発注したのでしょうか？またこのような事件があった場合、区としてはどのような対応をとるのでしょうか？まずお聞きします。

引き続きこの事件で問題となったいくつかの点で質問をさせていただきます。

ひとつは口利きの問題です。この業者は区庁舎管理業務の継続や荒川スポーツセンター管理業務の受注を巡り便宜を図るよう依頼したという報道がされていますが、今回の事件は公共事業への口利きや介入がなされている現状を浮き彫りにしました。

公共事業への口利きや介入に対する法制度としては政官業のなかで「業」に関しては独占禁止法や刑法の談合罪、「業から政」の部分には刑法の贈賄罪や競売入札妨害罪という規制があります。また「政から官」の部分に対しては近年、あっせん利得処罰法、入札契約適正化法、官製談合防止法が制定されています。しかしながら、今回のようなケースがおきてしまうのです。やはり各自治体が独自に談合防止や口利き対策をしていかなければ防げないのが実情ではないでしょうか。例えば神奈川県横須賀市では99年4月以降、指名競争入札の全廃に踏み切りました。以前は工事規模に応じ、7～10社を市が選ぶ指名競争入札が入札の7割をしめていたということですが、入札率の高どまりや、談合情報に対応するためにすべての入札を経営事項の審査の客観点など、資格要件を満たせば何社でも入札に参加できる「条件付一般競争入札」を導入しました。この結果新規参入業者や下請け業者が直接入札に参加できるようになり、入札参加者が激増。一件あたりの参加業者は平均22.6社。人気のある入札案件では50社以上の事業者が参加することもあるということです。また平均落札価格も平成9年95.7%だったのが、平成13年度では84.8%と着実な低下傾向をみせています。そして平成11年には官民・民間の接触排除のために入札業務改革（BPR）/郵便入札を導入し、最終的に電子入札に到達し「入札の競争性と透明性の確保」をはかっているということです。同じように全国では、千葉県鎌ヶ谷市、神奈川県座間市、三重県久居市など、独自に入札・契約制度の確立を目指し成果を上げている自治体が増えてきています。

我が大田区では口利きや、談合防止を防ぐためにどのような対策が取られているのでしょうか？またこれからとっていくのでしょうかお聞きします

もう一つは随意契約という問題です。公共事業入札において大変不透明で分かりにくい、不正の温床といわれるのがこの随意契約であります。今回の事件でも、業者が受注できるように発注方法を「随意契約」から、見積もりを出させて競わせる「指名見積もり競争」に変更し、「新光ビルシステム」が受注をしたあと、さらに再び発注方法を随意契約に戻し、それからの2年間の運営

業務を同社に委託していたとのこと。

また冒頭に述べました社会保険庁の汚職事件で問題になった金銭登録機も競争入札を避けるために、全国の社会保険事務局・事務所ごとに個別発注させ、随意契約を結んでいたことが分かっています。平成14年～15年にかけて総計2574台、約4億4600万円で、本庁で一括購入すれば確実に競争入札にかけなければならない金額であります。

大田区においてはこの随意契約は何件ぐらいあり、また全体の何パーセントをしめるのでしょうか？工事・物品と分けても膨大な数でしょうが、わかる範囲でお伺いしたいと思います。一般競争入札・指名競争入札・随意契約の割りあいという形でお答えいただいても構いません。また一般的に130万円が随意契約範囲の金額とありますが、荒川区のように受注方法を度々変えたりするような例も見受けられます。

おつじ厚生労働大臣は28日の会見で、厚生労働省の不祥事が相次いでいるため、再発防止策を検討するチームを発足させることを明らかにしました。この中でも厚生労働大臣は不祥事の背景の一つに「随意契約」があるとして、随意契約の原則廃止を含め、金銭面のルールを徹底させる考えだということです。

大田においては随意契約にする場合の基準はどのようになっているのでしょうか？また誰がこれを決めているのでしょうか？また130万円以上の契約でも随意契約にしている業務が多々あると思いますが、どんな業務を随意契約にしているのでしょうか？またそれはどうして一般競争入札でないのでしょうか？お聞きします。

例えば特養を運営している池上長寿園などは、施設の警備・清掃・エレベータ保守は清掃で一箇所変わっただけ、しかもそれは前会社が倒産したという理由で変わっただけあり、それ以外はここ3年間全て随意契約になっています。たしかに「特養は区の直営ではなく、一括して池上長寿園に運営を委託しているから、中身までは区としては関与できない」と言う理由も考えられますが、池上長寿園は区のOBが毎年派遣されています。また、多額の委託料つまり税金が投入されています。受注の透明性・公平性を保つために、また区内業者にも入札により仕事を獲得するチャンスを生み出すためにも、一般競争入札をとりいれたらどうかとおもいますがいかがですか？お聞きします。